

平成21年3月25日

民放労連 ケイ・ビー・シー映像労働組合
執行委員長 田中孝之殿

株式会社ケイ・ビー・シー映像
代表取締役社長



平成21年3月17日付貴組合要求について下記のとおり回答します。

記

1. 2009年度夏季一時金について

【回答】

平成21年2月25日付貴組合要求に対する3月11日付回答のとおりです。

2. 2009年度春闘要求について

【回答】

平成21年3月11日付で既に回答を行っている内容のとおりです。

3. 有期雇用者へのリフレッシュ休暇について

【回答】

昨年からの貴組合要求に対して今年1月28日付で「リフレッシュ休暇制度規程(案)」を示し、この2ヶ月近く協議を行い、説明してまいりました。

正社員と契約スタッフは会社に入る門がもともと違い、したがって労働条件そのものが違いますので、リフレッシュの休暇期間及び手当ての内容を一緒にすることはできません。

ただし、今後とも正社員の内容に近づける努力は行ないたいと考えております。

以上